第十一条第六項	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項	
第二十四条	資金前渡官吏から	緊急措置法第八条第五項の規定により会計法第十七条の規定により資金の交付を受けた職員とみなされた者から
	当該資金前渡官吏	当該者
第三十条	第十一条	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する第十一条
第三十三条	及び官職氏名	、役職及び氏名
第三十九条第二項	第十一条第六項	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する第十一条第六項
第四十条第二項	会計法第十七条又は第二十条第二項	緊急措置法第八条第四項
	出納官吏	緊急措置法第八条第三項に規定する政令で定める者
	官署支出官と同一の官署に置かれた出納官吏に資金を交付する場合及び電信により資金を交付する場合	電信により資金を交付する場合
	当該出納官吏	当該者

（出納官吏事務規程の規定を適用する場合の読替え）

第三条　施行令第七条第三項の規定による出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える出納官吏事務規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条第一項	現金	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第四項の規定により交付を受けた資金に係る現金
第一条第二項	これを収入官吏、資金前渡官吏及び歳入歳出外現金出納官吏の三種	緊急措置法第八条第五項の規定により会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第十七条の規定により資金の交付を受けた職員とみなされた者（以下「資金前渡官吏」という。）
第一条第四項	前渡を受けた資金	緊急措置法第八条第四項の規定により交付を受けた資金
第二十四条第一項	第十六号書式	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する第十六号書式

第二十五条	資金前渡官吏（資金前渡官吏代理、分任資金前渡官吏及び分任資金前渡官吏代理を含む。以下同じ。）	資金前渡官吏
	及び官職氏名	、役職及び氏名
第二十九条第二項	第三号書式	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する第三号書式
第五十八条の二第三項	官職	役職
第七十二条	第十五号書式	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する第十五号書式
第七十三条第一項	第十五号の二書式	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する第十五号の二書式
第七十五条の二	令第百二十五条	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する令第百二十五条
第八十三条第一項	第十九号書式	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する第十九号書式
第八十三条第二項	第二十号書式（その一）	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する第二十号書式（その一）
	第二十号書式（その二）	緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する第二十号書式（その二）
第三号書式及び第十六号から第二十号書式（その二）まで	官職	役職
第十五号書式甲から第十五号の二書式まで	官　氏名	役職　氏名
第十六号書式	官職氏名	役職及び氏名

（歳入徴収官事務規程の規定を適用する場合の読替え）

第四条　施行令第七条第三項の規定による歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える歳入徴収官事務規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条	次の方法	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第八条第五項の規定により会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第十七条の規定により資金の交付を受けた職員とみなされた者にあっては、その職